

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区長

公表日

令和7年12月11日

[令和7年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	介護保険に関する事務					
②事務の内容	<p><事務全体の概要> 介護保険法及び関係法令に従い、被保険者の資格情報の管理並びに認定審査並びに保険料賦課額の算定及び徴収並びに保険給付に関する事務を行なう。</p> <p><特定個人情報ファイルを使用して実施する事務></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実について審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 被保険者証又は認定証に関する事務 3. 介護給付、予防給付又は区特別給付の支給に関する事務 4. 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8. 保険料滞納者に係る支払方法変更に関する事務 9. 保険給付の支払いの一時差止めに関する事務 10. 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 					
③対象人数	<p><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>					
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム						
システム1						
①システムの名称	介護保険システム					
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資格の取得喪失、介護保険被保険者証等の発行履歴に関する機能 2. 要介護(要支援)認定に関する機能 3. 給付に関する機能 4. 保険料の賦課に関する機能 5. 保険料の収納に関する機能 					
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>					

システム2	
①システムの名称	北区共通基盤システム
②システムの機能	<p>各業務システム間での情報連携、共通宛名及び共通EUCを行うためのシステムである。 (各業務システムは、北区共通基盤システムを介して情報連携を行い、また、住記・住登外・法人の宛名管理を行い、併せて共通DBを利用してEUCを実施している。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各業務システムからのデータ授受、配分機能 住民記録システム等の各業務システムにて登録された他業務システムデータを受入方システムに合致する形式に整合処理を行い、他業務システムに提供する。 2. 情報照会機能 特定個人番号に関する住民記録情報の照会を行う。 3. 宛名情報の連携機能 住民記録システムから宛名情報を取得し、各業務システムに配分する。併せて、各業務システムにおいて必要となる宛名情報を格納する。 4. 庁内情報の連携機能 各業務システムから提供された庁内移転情報をDBに格納して、各業務システムからの照会要求に応じて当該者の情報抽出、情報提供を行う。 5. 中間サーバー用データの転送機能 各業務システムから提供された庁外提供用データを中間サーバーへ転送する。 6. 情報提供ネットワークシステムとの情報連携機能 各業務システムからの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受け取る。 7. 職員認証・権限の管理機能 基幹系システムを利用する職員等の認証と権限に基づいた各種機能や、個人番号へのアクセス制限を行う。 8. 情報連携記録の管理機能 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー、国民健康保険システム、総合福祉システム、国民年金システム、介護保険システム、生活保護システム、教育システム)</p>
システム3	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	<p>徴収管理機能 賦課した税額に基づく地方税等の収納管理、納付書の再発行、口座振替管理、過誤納金の還付・充当処理、督促状の発行</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (滞納整理システム)</p>
システム4	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	<p>滞納管理機能 滞納者の住所、滞納額、交渉記録、分納状況、収納状況、滞納処分の執行状況等の情報の管理や滞納整理に必要な帳票類の作成</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (収納管理システム)</p>

システム5	
①システムの名称	電話催告システム
②システムの機能	電話催告機能 滞納者への電話による納付案内経過の記録や管理
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (接続なし)
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>情報連携の対象となる特定個人情報(連携対象)を保有・管理し、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と既存システムとの情報の授受の仲介をする役割を担うものであり、下記機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報照会機能は他の情報保有機関に対して、法令に基づいて業務上行われる特定個人情報(連携対象)を照会し、情報照会の状態を管理する機能 3. 情報提供機能 情報提供機能は他の情報保有機関から受け付けた情報照会に対して、法令に基づいて業務上行われる特定個人情報(連携対象)の情報提供を行い、情報提供の状態の管理を行う機能 4. 既存システム接続機能 既存システム接続機能は中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 情報提供等記録管理機能は特定個人情報(連携対象)の照会及び提供があった時に情報提供等記録を生成し、情報提供等記録を含むアクセス記録を管理する機能 必要に応じて保管されたアクセス記録を検索、抽出、出力、不開示設定や過誤事由の更新を行い、保管期間の過ぎたアクセス記録を削除する機能 6. 情報提供データベース管理機能 情報提供データベース管理機能は、情報提供機能にて情報提供する特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能 7. データ送受信機能 データ送受信機能は中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会内容、情報提供内容、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 中間サーバーの「システム方式設計書_6.0.0_機能要件の整理 第1.1版」の記載に沿って、対応予定 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員を認証し、操作者を一意に特定する。職員に付与された権限に基づき、システム機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 中間サーバー・ソフトウェアで提供するバッヂの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバー・ソフトウェアの稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 (

システム7	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表の100の項 第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号) 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[<input type="checkbox"/>] 實施する [<input type="checkbox"/>] 不適用</p> <p><選択肢></p> <p>1) 實施する 2) 實施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 131、132の項 【情報提供の根拠】 1、2、3、5、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、115、116、125、128、131、132、137、145の項 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会の根拠】 第133、134条 【情報提供の根拠】 第3、4、5、7、8、9、44、71、82、88、89、117、127、133、134、139条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険資格を有した住民及びその世帯員
その必要性	介護保険の適正な資格、要介護(要支援)認定、給付、賦課、徴収情報等の管理を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するため。 ・個人番号対応符号:情報提供ネットワークシステムとの接続に必要なため。 ・その他識別情報(内部番号):庁内事務において、個人の特定に必要なため。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所):通知書等の送付先情報として使用するため。 ・連絡先(電話番号等):本人への連絡などに使用するため。 ・その他住民票関係情報:世帯の把握等に必要なため。 ・地方税関係情報:給付等に係る区分の根拠や保険料賦課算出に必要なため。 ・医療保険関係情報:資格管理、給付、賦課事務を行うため。 ・障害者福祉関係情報:給付事務を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:資格管理、要介護(要支援)認定、給付、賦課、徴収事務を行うため。 ・介護・高齢者福祉関係情報:資格管理、要介護(要支援)認定、給付、賦課、徴収事務を行うため。 ・年金関係情報:資格管理、保険料の特別徴収を行うため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	福祉部介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 [○] 行政機関・独立行政法人等 [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 [] 民間事業者 [○] その他 (東京都国民健康保険団体連合会)	(戸籍住民課、税務課、国保年金課、生活福祉課、障害福祉課) (厚生労働大臣、日本年金機構、情報提供ネットワークシステムを利用する機関) (都道府県、他市区町村、後期高齢者医療広域連合、情報提供ネットワークシステムを利用する機関) ()
②入手方法		[○] 紙 [] 電子メール [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (サービス検索・電子申請機能)	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 専用線 [○] 庁内連携システム
③使用目的 ※		介護保険法及び介護保険に関する法令並びにこれらの法令に基づく条例・規則による介護保険の資格、要介護(要支援)認定、給付、賦課、徴収に関する事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	福祉部介護保険課	
	使用者数	[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>1. 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実について審査又はその届出に対する応答に関する事務 (住民票関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報)</p> <p>2. 被保険者証又は認定証に関する事務 (住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報)</p> <p>3. 介護給付、予防給付又は区特別給付の支給に関する事務 (住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報)</p> <p>4. 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報)</p> <p>5. 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報)</p> <p>6. 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報)</p> <p>7. 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報)</p> <p>8. 保険料滞納者に係る支払方法変更に関する事務 (住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報)</p> <p>9. 保険給付の支払いの一時差止めに関する事務 (住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報)</p> <p>10. 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 (住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報)</p> <p>11. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 (住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報)</p>	

		<p>【特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価実施機関内の他部署から入手する場合は、内部番号等で突合する。 ・評価実施機関外から入手する場合は、個人番号、介護保険被保険者番号、4情報等で突合する。 <p>【特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報の突合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。《上記全て》 ・地方税関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。《上記2、3、7、8、9、10、11》 ・医療保険関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。《上記1、2、3、8、9、10》 ・障害者福祉関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。《上記3》 ・生活保護・社会福祉関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。《上記全て》 ・年金関係情報を個人番号、内部番号等で突合して入手する。《上記11》 	
⑥使用開始日	平成28年1月1日		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <選択肢> (4) 件 1) 委託する 2) 委託しない		
委託事項1	要介護(要支援)認定に係る作業業務委託		
①委託内容	介護保険認定審査事務に係る端末入力、帳票出力業務等		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
③委託先名	株式会社セゾンパーソナルプラス		
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2	介護保険システム保守業務		
①委託内容	介護保険システムの保守業務 法改正等に伴う介護保険システムの改修業務		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
③委託先名	富士通Japan株式会社 東京エリア本部		
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

委託事項3		収納管理システム及び滞納整理システム保守業務					
①委託内容		収納管理システム及び滞納整理システムの保守業務 法改正等に伴う収納管理システム及び滞納整理システムの改修業務					
②委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">[10人以上50人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上					
③委託先名		RKKコンピューターサービス					
再委託	④再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;">[再委託しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> 1) 再委託する 2) 再委託しない					
	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						
委託事項4		介護保険システム等のオペレーション業務					
①委託内容		介護保険システム等内の各種処理の実行や帳票の印刷					
②委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">[10人以上50人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上					
③委託先名		NECネクサソリューションズ株式会社					
再委託	④再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;">[再委託する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> 1) 再委託する 2) 再委託しない					
	⑤再委託の許諾方法	附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。					
	⑥再委託事項	介護保険システム等の処理実行や帳票の印刷等					

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (27) 件 [○] 移転を行っている (9) 件 [] 行っていない	
提供先1	(別表1) 提供先一覧に記載	
①法令上の根拠	(別表1) 提供先一覧に記載	
②提供先における用途	(別表1) 提供先一覧に記載	
③提供する情報	(別表1) 提供先一覧に記載	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(別表1) 提供先一覧に記載	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	(別表1) 提供先一覧に記載	
移転先1	区民部戸籍住民課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号)	
②移転先における用途	住民基本台帳に関する事務	
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	1日1回	

移転先2	福祉部長寿支援課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号)		
②移転先における用途	介護予防事業に関する事務		
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	1日1回		
移転先3	健康部健康政策課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号)		
②移転先における用途	健康増進等に関する事務		
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	1日1回		

移転先4	福祉部高齢福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項八号、二項八号、三項八号、四項八号、五項八号)	
②移転先における用途	高齢福祉に関する業務	
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	1日1回	
移転先5	区民部国保年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項八号、二項八号、三項八号、四項八号、五項八号)	
②移転先における用途	国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する事務	
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	1日1回	

移転先6	福祉部障害福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号)		
②移転先における用途	障害福祉に関する事務		
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	1日1回		
移転先7	福祉部生活福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号)		
②移転先における用途	生活保護に関する事務		
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者		
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	1日1回		

移転先8	区民部税務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号)
②移転先における用途	特別区民税・都民税賦課に関する事務
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	月1回
移転先9	福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号)
②移転先における用途	保健福祉事業の推進に関する事務
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属する者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	月1回
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> 生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。 申請書等の紙媒体については、施錠可能な書庫及びファイリングにより保管する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 宛名関連情報

(主な記録項目)

個人番号、保険者番号、市町村コード、宛名コード、履歴番号、処理日、処理時刻、世帯コード、基本氏名力ナ、基本氏名、基本通称名力ナ、基本通称名、氏名利用区分、基本生年月日、基本性別コード、基本続柄コード、基本住所コード、基本カスタマーコード、基本住所、基本住所方書、基本郵便番号、住民区分、住民日届出日、住民日異動日、住民日異動事由コード、非住民日届出日、非住民日異動日、非住民日異動事由コード、基本届出日、基本異動日、基本異動事由コード、国籍コード、入国目的コード、在留期間開始日、在留期間終了日、外国人登録番号、外国人登録日、転入出区分、転入出郵便番号、転入出住所、転入出住所方書、住民票コード、転入出市町村コード、世帯主力ナ、基本氏名検索用力ナ、通称名検索用力ナ、旧市町村コード、送付先連番、送付先名、送付先住所コード、送付先市内外住所区分、送付先カスタマーコード、送付先住所、送付先住所方書、送付先郵便番号、送付先開始日、送付先開始理由コード、送付先終了日、送付先終了理由コード、送付先備考、送付先利用区分、自宅連絡先名、自宅電話番号、自宅FAX番号、団体内統合宛名番号、情報提供用個人識別符号、情報提供等の記録

2. 介護保険資格関連情報

(主な記録項目)

被保険者番号、資格得喪履歴連番、宛名コード、資格異動日、資格取得日、資格喪失日、一号該当日、資格異動事由コード、資格情報消除フラグ、被保険者区分、被保険者送付先連番、住記提供済フラグ、資格届出日、住記提供データ作成日、市町村資格取得日、市町村資格喪失日、市町村一号該当日、異動フラグ、資格取得連番、証拠分区分、被保険者証履歴連番、証区分、証分類区分、証交付状況区分、証交付日、証有効開始日、証有効期限日、証作成事由コード、証返還日、証作成区分、発行連番

3. 介護保険要介護(要支援)認定関連情報

(主な記録項目)

被保険者番号、履歴番号、要介護認定申請日、調査回数、認定状態区分、要介護認定変更区分、要介護認定廃止区分、要介護認定廃止日、職権修正区分、職権修正日、要介護認定申請受理日、要介護認定申請番号、要介護認定申請区分、要介護認定申請識別区分、要介護認定申請理由コード、申請者氏名、申請者住所、申請者郵便番号、申請者電話番号、入所施設コード、訪問調査日、調査委託事業者コード、かかりつけ医医療機関コード、意見書作成医医療機関コード、意見書作成医氏名、疾病区分、傷病名、その他意見、一次審査日、一次審査要介護状態区分、二次審査依頼日、二次審査予定日、二次審査日、審査会会場管理市町村コード、審査会会場コード、審査会開始時刻、要介護認定日、認定有効開始日、認定有効終了日、要介護認定認定理由コード、受給資格証明書最新発行日、受給資格証明書通知日

4. 介護保険給付関連情報

(主な記録項目)

被保険者番号、サービス提供年月、事業者番号、入力識別番号、履歴番号、相殺区分、交換情報識別番号、給付実績区分コード、整理番号、給付実績情報作成区分コード、居宅サービス計画作成区分コード、居宅介護支援事業者番号、開始年月日、中止年月日、中止理由コード、入所年月日、退所年月日、保険給付率、前サービス点数、前保険請求額、前利用者負担額、前緊急保険請求額、前特定保険請求額、前食事請求額、後サービス点数、後保険請求額、後利用者負担額、後緊急保険請求額、後特定保険請求額、後食事請求額、生年月日、性別コード、要介護状態区分コードー国保連、要介護状態区分コードー特例コードー国保連、旧措置入所者特例コードー特例コードー国保連、認定有効開始年月日、認定有効終了年月日、老人保健市町村番号、老人保健受給者番号、後期保険者番号、後期被保険者番号、国保保険者番号、国保被保険者証番号、国保個人番号、公費1負担者番号、公費1受給者番号、公費1給付率、公費1前サービス点数、公費1前請求額、公費1前本人負担額、公費1前緊急請求額、公費1前特定請求額、公費1前食事請求額、公費1後サービス点数、公費1後請求額、公費1後本人負担額、公費1後緊急請求額、公費1後特定請求額、公費1後食事請求額、再審査過誤申立状態区分、公費フラグ、緊急時施設療養費フラグ、特定診療費フラグ、食事費用フラグ、特定入所者介護費用フラグ、社会福祉法人軽減額フラグ、国保連送付済フラグ、訂正理由、警告区分コード、審査年月、特定入所者介護サービス、社会福祉法人減免、高額医療高額介護、高額介護サービス、償還払い

5. 介護保険賦課関連情報

(主な記録項目)

被保険者番号、賦課年度、賦課情報履歴連番、履歴相対番号、徴収方法区分、徴収形態区分、当初賦課期日、賦課期日、賦課更正事由コード、賦課更正日、算定所得段階、強制設定所得段階、所得段階、算定保険料額、減免額、差引保険料額、特徴変更依頼処理済フラグ、特徴変更依頼日、特徴依頼処理済フラグ、特徴依頼日、特徴停止フラグ、特徴停止依頼処理済フラグ、特徴停止依頼日、特徴住特依頼処理済フラグ、特徴住特依頼日、特徴住特賦課年金年度、納付通知書作成処理済フラグ、納付通知書発行日、納付通知書種別、納入告知書作成処理済フラグ、賦課額算定明細表作成済フラグ、生保提供情報作成処理済フラグ、消除フラグ

6. 介護保険収納関連情報

(主な記録項目)

宛名コード、税目コード、課税年度、相当年度、通知書番号、期別、調定額、納付額、領収日、収入日、納期限、還付情報、充当情報

7. 口座関連情報

(主な記録項目)

宛名コード、口座連番、銀行コード、支店コード、口座種別コード、口座番号、口座名義人ナ、口座名義人、口座開始日、口座開始理由コード、口座終了日、口座終了理由コード、口座備考、口座利用区分、口座確認中フラグ、口座確認依頼日

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【介護保険に関する事務における措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・特定個人情報を入手する際は、申請書等にて収集する情報の種類及び項目を制限し、目的に沿わない情報を入手しない。・特定個人情報を入手する際は、本人確認書類（個人番号カード等の身分証明書）で厳格に本人確認を行い、入手した特定個人情報の正確性を担保する。・特定個人情報をシステムに登録する際は、業務にとって必要最小限の情報のみ登録する。 <p>【北区共通基盤システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・情報移転元が作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。・情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外へ情報移転がないことを担保している。・情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【介護保険システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・職員ごとにシステムの権限設定を行い、職員の事務処理に必要な情報のみ参照できるよう制御している。 <p>【北区共通基盤システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに移転することを中継するシステムであり、一連の中継動作により情報内容が改変されないことを担保している。・府内連携において、事務処理で必要な情報のみ参照できるよう制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢>	
		1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	【介護保険システムにおける措置】 ・システムを利用することについて、所属長の承認を得た者のみIDと生体認証又はパスワードにより管理している。 ・上記により承認を受けている者のみが使用できるよう技術的なアクセス制御を行っているため、権限のない者は使用できない。 ・システム内では、職員の中でも個人番号を閲覧する必要のない者には、画面上に個人番号が表示されないように権限設定をしている。		
【北区共通基盤システムにおける措置】 ・システムを利用する必要のある職員等に対し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDと生体認証又はパスワードによる認証を行う。 ・なりすまし認証を防止する観点から、個人番号にアクセスする際にはダブル認証を行う。		【サービス検索・電子申請機能における措置】 ・システムを利用する必要のある職員等に対し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDと生体認証又はパスワードによる認証を行う。 ・なりすまし認証を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	
その他の措置の内容	・職員課から的人事情報に基づき、システム管理者が毎年度権限設定を行っている。 ・年度途中の人事異動の際にも、発行及び失効の設定を行っている。利用期間が明確であれば、予め有効期間を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。 ・離席時にはスクリーンロックを利用し、長時間にわたり業務端末画面に個人情報を表示させない。 ・窓口設置の業務端末のディスプレイには覗き見防止フィルタを付け、来庁者等から確認できないようにしている。			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」を遵守するよう規定している。マイナンバー関係特記事項の具体的な項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・責任体制の整備 ・作業責任者等の届出 ・取扱区域の特定 ・教育の実施 ・守秘義務 ・再委託 ・派遣労働者等の利用時の措置 ・特定個人情報等の管理 ・目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・受渡 ・返還又は廃棄 ・定期報告及び緊急時報告 ・監査及び検査 ・事故時の対応 ・契約解除 ・損害賠償
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先は、再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。 ・委託先は、再委託先に「目的外使用的禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」及び「事故報告」について委託先と同様の取扱いを求め、その履行を委託先の責任により管理監督するとともに、北区の求めに応じて、その状況等を北区に適宜報告する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供については、番号法第19条各号に該当する場合以外の事務への提供を禁止する。 ・移転については、番号法第9条第2項に基づく条例改正又は制定を行った事務以外の事務への移転を禁止する。 ・他の業務所管課から特定個人情報の移転を求められた場合には、事前に利用目的、データ利用範囲等を明らかにしたデータ利用申請を行わせる。審査の結果、承認されたものについて、番号法第9条第2項に基づく条例改正又は制定を行った事務について、移転を可能とする。
その他の措置の内容	・システムでの提供・移転については、不適切な方法、誤った相手に対して行われないようシステム上で担保する。 ・システム以外での提供・移転については、不適切な方法、誤った相手に対して行われないよう複数職員で確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【北区共通基盤システムにおける措置】 各業務システムから中間サーバーまでの情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の変更は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 北区基幹系システムは、接続端末の職員認証の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、権限管理機能により不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止し、職員認証機能により、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録し管理できる仕組みになっている。</p> <p>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		<p>【北区共通基盤システムにおける措置】 各業務システムから中間サーバーへの情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバーでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。 接続システムの認証及び統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑止している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、権限管理機能により不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止し、職員認証機能により、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録し管理できる仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 				

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ガバメントクラウドにおける措置>
①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
③国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
④地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。
⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パーソンファイルの更新を行う。
⑦地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
⑨地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
⑩地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[<input checked="" type="radio"/>] 外部監査
-------	---	---	---

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input checked="" type="radio"/>] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none">・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。・委託先については、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー特記事項)」を従業者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を区に提出させる。・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>

10. その他のリスク対策

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係 03-3908-8624
②請求方法	指定様式による請求書及び本人確認書類の提出
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所福祉部介護保険課介護給付係 03-3908-1286
②対応方法	・問合せがあった場合、対応に関する記録を残す。 ・必要に応じて担当部署に連絡し、協議の上対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年9月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 基本情報 6.評価実施期間における担当部署 ⑦所属長	介護保険課長 菊池 誠樹	介護保険課長 関谷 幸子	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年12月27日	I 基本情報 4.個人番号の利用※ 法令状の根拠	第9条第2項に基づく条例改正又は制定を行う予定	第9条第2項に基づく条例（東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号）	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先1～8 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例改正又は制定を行う予定	第9条第2項に基づく条例（東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号）	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年3月20日	I 基本情報 5情報提供ネットワークによる情報連携※ 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 93、94の項 【情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、93、 94、95、97、109、117、120の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第46、47条 【情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、6、19、25、30、32、33、43、44、46、47、49条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 93、94の項 【情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、 90、93、94、95、97、109の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第46、47条 【情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、6、19、25、30、32、33、43、44、46、47、49条	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年3月20日	I 基本情報 6.評価実施期間における担当部署 ⑦所属長の役職名		介護保険課長		様式の変更によるもの
平成31年3月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数 ③委託先名	②10人未満 ③株式会社シグマスタッフ	②10人以上50人未満 ③株式会社セゾンパーソナルプラス	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。

平成31年3月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社富士通システムズ・イースト	富士通株式会社東京支社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年3月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2	健康福祉部介護医療連携推進・介護予防担当課	健康福祉部長寿支援課	事後	組織変更に伴うもの
平成31年3月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先3	健康福祉部健康いきがい課	健康福祉部健康推進課	事後	組織変更に伴うもの
平成31年3月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する対象となる本人の数 ⑤移転する対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度		健康福祉部健康福祉課 ①番号法第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号) ②保健福祉事業の推進に関する事務 ③介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 ⑥府内連携システム ⑦月1回	事後	組織変更に伴うもの
令和1年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 収納管理システム及び滞納整理システム保守業務 ③委託先名 ④再委託の有無	③日本電気株式会社 公共・社会システム営業本部 ④再委託する	③RKKコンピューターサービス ④再委託しない	事前	重要な変更
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク ・リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	中間サーバー更改による記載変更

令和2年10月22日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 不正な提供が行われるリスク ・リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事前	中間サーバー更改による記載変更
令和2年10月7日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。 ・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。 ・委託先については、「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を従業者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を区に提出させる。 ・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。	・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。 ・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。 ・委託先については、「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を従業者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を区に提出させる。 ・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	中間サーバー更改による記載変更
令和3年10月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通株式会社東京支社	富士通Japan株式会社 東京エリア本部	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年10月13日	I 基本情報 6評価実施機関における担当部署	健康福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	組織変更に伴うもの
令和4年10月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	組織変更に伴うもの
令和4年10月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ④使用部署	健康福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	組織変更に伴うもの
令和4年10月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先2	健康福祉部長寿支援課	福祉部長寿支援課	事後	組織変更に伴うもの

令和4年10月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先3	健康福祉部健康推進課	健康部健康推進課	事後	組織変更に伴うもの
令和4年10月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先4	健康福祉部高齢福祉課	福祉部高齢福祉課	事後	組織変更に伴うもの
令和4年10月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先6	健康福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織変更に伴うもの
令和4年10月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先7	健康福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	組織変更に伴うもの
令和4年10月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先9	健康福祉部健康福祉課	福祉部地域福祉課	事後	組織変更に伴うもの
令和4年10月13日	IV開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	北区役所健康福祉部介護保険課給付調整係	北区役所福祉部介護保険課給付調整係	事後	組織変更に伴うもの
令和5年11月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託⑤ 再委託の許諾方法	附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託内容及び事業執行場所を記載した書面を北区に提出することにより、再委託を承認する。	附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、委託先は再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。	事後	軽微な変更

		<p>「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を遵守するよう規定している。規定の具体的な項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・再委託の禁止 ・目的外使用の禁止 ・外部提供の禁止 ・複写、複製及び持出しの禁止 ・引渡し ・保管及び管理 ・教育の実施 ・返還 ・廃棄 ・立入検査及び調査 ・定期及び随時報告 ・事故報告 ・委託先による再委託先への指導 ・損害賠償 ・責務違反に対する罰則 	<p>「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」を遵守するよう規定している。マイナンバー関係特記事項の具体的な項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任体制の整備 ・作業責任者等の届出 ・取扱区域の特定 ・教育の実施 ・守秘義務 ・再委託 ・派遣労働者等の利用時の措置 ・特定個人情報等の管理 ・目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・受渡 ・返還又は廃棄 ・定期報告及び緊急時報告 ・監査及び検査 ・事故時の対応 ・契約解除 ・損害賠償 	事後	軽微な変更
令和5年11月14日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、再委託先が「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託内容及び事務執行場所等を記載した書面を北区に提出し、北区の承諾を受けなければならない。 ・委託先は、再委託先に「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」及び「事故報告」について委託先と同様の取扱いを求め、その履行を委託先の責任により管理監督するとともに、北区の求めに応じて、その状況等を北区に適宜報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。 ・委託先は、再委託先に「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」及び「事故報告」について委託先と同様の取扱いを求め、その履行を委託先の責任により管理監督するとともに、北区の求めに応じて、その状況等を北区に適宜報告する。 		軽微な変更

令和5年11月14日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。 ・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。 ・委託先については、「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を従業者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を区に提出させる。 ・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。 ・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。 ・委託先については、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー特記事項)」を従業者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を区に提出させる。 ・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	軽微な変更
令和6年2月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他システムとの接続		<ul style="list-style-type: none"> ①サービス検索・電子申請機能 ②・【住民向け機能】自らが受け取ることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③[○]宛名システム等 	事前	
令和6年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]その他()	[○]その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	

令和6年2月20日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	【介護保険システムにおける措置】 ・システムを利用することについて、所属長の承認を得た者のみIDと生体認証又はパスワードにより管理している。 ・上記により承認を受けている者のみが使用できるよう技術的なアクセス制御を行っているため、権限のない者は使用できない。 ・システム内では、職員の中でも個人番号を閲覧する必要のない者には、画面上に個人番号が表示されないように権限設定をしている。	【介護保険システムにおける措置】 ・システムを利用することについて、所属長の承認を得た者のみIDと生体認証又はパスワードにより管理している。 ・上記により承認を受けている者のみが使用できるよう技術的なアクセス制御を行っているため、権限のない者は使用できない。 ・システム内では、職員の中でも個人番号を閲覧する必要のない者には、画面上に個人番号が表示されないように権限設定をしている。	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3	健康部健康推進課	健康部健康政策課	事後	組織変更に伴うもの
令和6年5月27日	I 基本情報 4.個人番号の利用 ※ 法令状の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の68の項 第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表の100の項 第9条第2項に基づく条例(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第九条一項ハ号、二項ハ号、三項ハ号、四項ハ号、五項ハ号) 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	I 基本情報 5情報提供ネットワークによる情報連携※法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 93、94の項 【情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、 90、93、94、95、97、109の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第46、47条 【情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、6、19、25、30、32、33、43、44、46、47、49条	1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 131、132の項 【情報提供の根拠】 1、2、3、5、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、115、116、125、128、131、132、137、145の項 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会の根拠】 第133、134条 【情報提供の根拠】 第3、4、5、7、8、9、44、71、82、88、89、117、127、133、134、139条	事後	番号法改正に伴う変更

令和6年10月1日	<p>III リスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>特定個人情報の保管消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	-	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>③国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>④地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑦地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑨地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑩地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う重要な変更
-----------	---	---	---	----	-----------------------

令和6年10月1日	III リスク対策 10.その他のリスク対策	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う重要な変更
令和7年11月4日	IV 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	北区役所福祉部介護保険課給付調整係	北区役所福祉部介護保険課介護給付係	事後	組織変更に伴うもの